

嘉麻市中小企業等家賃支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上が減少し事業の継続が困難な事業者を支援するため、国の「家賃支援給付金」の給付対象となった事業者に対して家賃支援金の給付を行います。

■対象事業者

- ① 嘉麻市内で事業を営む法人または個人事業者（市外に本社を置く法人・市外に住所を有する個人事業者を含む）で、国の「家賃支援給付金」の給付決定を受けており、今後も事業を継続する意思があるもの
- ② 自らの事業のために占有する嘉麻市内に所在する建物・土地の家賃・地代（賃料）を支払っているもの。ただし、国の「家賃支援給付金」の給付対象となったものに限る。

■給付金額

支払賃料（月額）×1/15×6ヵ月分＝給付金額（最大給付額 10万円）

※支払賃料（月額）が25万円超の場合、最大給付額となります。申請については、1事業者1回限りとします。（ただし、上限10万円で千円未満切捨てとなります。）

■提出書類

- ① 嘉麻市中小企業等家賃支援給付金交付申請書（様式第1号）
- ② 国から交付された「家賃支援給付金の振込のお知らせ」の写し
- ③ 交付申請額積算表（様式第2号）
- ④ 賃貸借契約書又は、国の「家賃支援給付金」の電子申請において賃貸借契約情報を入力した画面の写し
- ⑤ 直近の賃料の支払実績がわかる書類（通帳の写し等）
- ⑥ 嘉麻市中小企業等家賃支援給付金交付請求書（様式6号）
- ⑦ 請求者の振込口座の通帳の写し
- ⑧ 嘉麻市中小企業等家賃支援給付金申請に係る誓約書（様式第3号）
- ⑨ 登記事項証明書の写し（※法人のみ）
- ⑩ 市内で事業を営んでいることを証明する書類（営業許可証、開業届出書等）（※個人事業主のみ）
- ⑪ 本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード等）（※個人事業主のみ）
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

※嘉麻市中小企業等緊急支援給付金の給付を受けた事業者については、

⑦請求者の振込口座の通帳の写し、⑨登記事項証明書の写し、⑩市内で事業を営んでいることを証明する書類、⑪本人確認書類の写しの提出を省略できます。

■申請書受付期間

令和2年10月1日（木）から令和3年3月15日（月）（当日消印有効）

8時半～17時土・日・祝日及び年末・年始を除く。

■申請方法

※ 感染拡大防止のため、郵送にて申請をお願いいたします。

（封筒に「家賃支援給付金申請書在中」と記入してください。）

申請書類は、嘉麻市のホームページからもダウンロード出来ます。また、産業振興課の窓口、各支所の窓口、嘉麻商工会議所、嘉麻市商工会各支所にて配布しています。

〇お問い合わせ及び申請書の提出先

嘉麻市役所 産業振興課 商工係

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1

電話 0948-42-7450（直通）